

第 2 次広島市男女共同参画基本計画見直しについて（案）

第 2 次広島市男女共同参画基本計画

計画期間の中間年での見直し

見直しにあたって考慮する事項

第 2 次広島市男女共同参画
基本計画の中間見直し（素案）

位置付け

- ・広島市男女共同参画推進条例に基づく基本計画
- ・第 5 次広島市基本計画の部門計画

計画期間

平成 23 年度(2011 年度)～32 年度(2020 年度)

目指す社会

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会—創造力と活力に満ちた広島—

基本目標

- 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進
- 2 男女の人権を尊重する市民意識の醸成
- 3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進
- 4 働く場における男女共同参画の推進
- 5 地域における男女共同参画の推進
- 6 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 7 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- 8 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援
- 9 生涯を通じた健康支援
- 10 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

広島市配偶者からの暴力の防止
及び被害者支援基本計画

位置付け

- ・第 2 次広島市男女共同参画基本計画の基本目標 8 の中の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援」を構成する部門計画

計画期間

平成 22 年度(2010 年度)～32 年度(2020 年度)

基本目標

- 1 配偶者からの暴力を許さない市民意識の醸成
- 2 被害者への相談支援の充実
- 3 被害者の保護体制の充実
- 4 被害者の自立支援の充実
- 5 関係機関との連携の強化

- 1 本市の男女共同参画の現状と課題（目標が未達成なもの等）への的確な対応 ※（ ）は目標数値
 - ・政策・方針決定過程への女性の参画拡大（市の女性管理職の割合：10.3%（16%））
 - ・男女共同参画に関する市民意識の醸成（固定的性別役割分担意識を持たない人の割合：女性 62.3%（80%）、男性 53.5%（80%））
 - ・働く場における男女共同参画の推進（民間事業所における女性管理職の割合：16.2%（10%））
 - ・職業生活と家庭生活の両立
 - 平日における男性の 1 日の家事時間：40 分（90 分）
 - 男性の育児休業取得率：広島市 3.9%（10%以上）、民間事業所 4.8%（6%）
 - 保育園への入所待機児童数：66 人（0 人）
 - ・配偶者からの暴力被害者への支援の充実（DV の相談窓口を知っている人の割合：51.6%（67%））

2 社会情勢の変化への的確な対応

- ・人口急減、超高齢社会の到来により持続可能な社会が構築できない懸念
- ・未解消の M 字カーブ問題と女性の就労継続・再就職のニーズの高まり
- ・正規・非正規の働き方の二極化
- ・単身世帯・ひとり親世帯・共働き世帯の増加とライフスタイルの多様化
- ・女性に対する暴力をめぐる環境の多様化 など

3 国の動向等への的確な対応

《職業生活と家庭生活の両立に向けた動き》

【育児・介護休業法の改正】（平成 24 年 7 月）

3 歳未満の子供を持つ労働者の短時間勤務や所定外労働の免除、介護休暇の導入などの義務付け

【次世代育成支援対策推進法の改正】（平成 26 年 4 月）

一般事業主行動計画の策定等の有効期限 10 年延長、新たな認定制度の導入と税制上の優遇措置

【雇用保険法の改正】（平成 26 年 4 月）

育児休業開始 6 月の育児休業給付金給付率を 50% から 67% に引き上げ

《女性の職業生活における活躍の推進に関する法律》（平成 27 年 9 月公布）

【推進計画の策定】地方公共団体は、国が閣議決定する基本方針を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）

【事業主行動計画の策定】国、地方公共団体、民間事業主（従業員 300 人以下は努力義務）は、女性の活躍に関する状況の把握、改善事項の分析を踏まえ、事業主行動計画を策定・公表

《国の第 4 次男女共同参画基本計画の策定》（平成 27 年 12 月 閣議決定予定）

【主な策定方針】

- ・今後 5 年間に実施する施策の選択と集中、推進体制強化を通じ、真に実効性のある計画を策定
- ・政策目的の明確化と効果的な推進を図るため、個別分野を 3 つの政策領域に体系化
- ・各分野の成果目標と参考指標に加え、3 つの政策領域毎に重点的な監視・評価目標を設定
- ・「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を計画全体にわたる横断的視点として位置付け、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策を充実 など

《配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正》（平成 25 年 7 月改正）

「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」についても適用対象とするよう法改正

4 市政推進に当たっての基本コンセプト「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」の策定

地域経済の持続的な発展により実現する「活力にあふれにぎわいのあるまち」、多様な価値観を持った市民が、その価値観に応じて仕事と生活が調和した生活をおくることができる「ワーク・ライフ・バランスのまち」、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けて「平和への思いを共有するまち」の 3 つの要素から成り立つ「世界に誇れる『まち』」の実現を目指す。

計画期間

平成 23 年度(2011 年度)～32 年度(2020 年度)

目指す社会

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮し、「活力とにぎわい」「ワーク・ライフ・バランス」「平和への思いの共有」を柱とする「世界に誇れる『まち』」の実現を目指す。

構成

第 1 章 計画の基本的考え方

第 2 章 各施策について

I あらゆる分野における女性の活躍

- 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立【市町村推進計画】
- 3 地域における男女共同参画の推進

II 安心・安全な暮らしの実現

- 4 様々な困難を抱える女性等が安心して暮らせる環境の整備
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 6 生涯を通じた女性の健康支援
- 7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成
- 9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査・研究の実施

第 3 章 計画の推進体制

主な見直しの内容

【計画全般】

- ・施策内容に応じた 3 つの施策区分を設け現行の基本目標を分類
- ・市政運営の基本コンセプトを踏まえ目指す社会の表現を見直し

【個別施策】

- ・「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」を「働く場」「家庭」「地域」「教育」など、関連する場面に包含
- ・「ワーク・ライフ・バランスの推進」を「職業生活と家庭生活の両立」とし「働く場における男女共同参画の推進」と統合
- ・「関係機関等との連携強化」を施策Ⅲ－9 として追加

【その他】

- ・「働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立」を女性活躍推進法に基づく「市町村活躍推進計画」として位置付け
- ・施策目標を重点指標（目標期限までに達成すべき数値）と成果指標（目指すべき数値）に見直し

第2次広島市男女共同参画基本計画の見直し骨子(素案)

第1章 計画の基本的考え方

目 標

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮し、「活力とにぎわい」「ワーク・ライフ・バランス」「平和への思いの共有」を柱とする「世界に誇れる『まち』」の実現を目指す。

考え方

- ・施策内容に応じた3つの施策区分を設けて基本目標を分類し、「働く場」「地域」「家庭」「教育」などの場面に応じた内容とするとともに、各場面に男性にとっての男女共同参画の推進施策を盛り込む。
- ・真に実効性のあるメリハリをつけた計画とするため、平成32年度までの5年間に重点的に取り組む施策を設定するとともに、5年間で達成すべき重点指標と、目標とする成果指標に分類する。
- ・特に、企業等が子育て・介護等と仕事を両立できる働きやすい職場環境づくりを促進するための実効性のある方策の推進と、それに向けた関係機関等との連携強化に重点的に取り組む。

第2章 各施策について

施策分類

基本目標

[基本施策
重点施策]

I あらゆる分野における女性の活躍

1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

- ・市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - 〔・審議会委員等への女性の選任推進・参画拡大〕
 - ・市の女性職員の育成と登用推進
- ・市の関係団体における方針決定過程への女性の参画促進
- ・政策・方針決定過程の透明性の確保

2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立【市町村推進計画】

- ・雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ・多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進
(再就職支援、非正規雇用の雇用環境整備、起業支援)
- ・自営業における男女共同参画の推進
- ・女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進
- ・職業生活と家庭生活の両立を図るための環境の整備
- ・男性への意識啓発等の推進と家庭生活への参画の促進
- ・子育て支援策と介護支援策の充実

3 地域における男女共同参画の推進

- ・男性の地域活動への参画の促進
- ・地域活動の方針決定過程への女性の参画の促進
- ・男女共同参画の視点からの防災・復興活動の支援
- ・男女共同参画推進センターでの取組の推進

II 安心・安全な暮らしの実現

4 様々な困難を抱える女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ・高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備
- ・外国人市民に対する支援の充実
- ・ひとり親家庭に対する支援の充実
- ・貧困など様々な問題を抱える人への対応

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

- ・女性に対するあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応
- ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
- ・セクシュアルハラスメントの防止と被害者支援の充実
- ・性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進

6 生涯を通じた女性の健康支援

- ・生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
- ・性と生殖に関する健康と権利の浸透
- ・健康を脅かす問題についての対策の推進

7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

- ・国際社会の動向への理解の推進
(世界の女性の現状等についての情報収集・提供)
- ・男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の推進
(男女共同参画の視点からの「迎える平和」の実践)

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

- ・人権教育・生涯学習の充実
- ・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進
- ・男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進
- ・メディアにおける男女の人権尊重の促進

9 関係機関との連携強化及び男女共同参画の調査

- ・国、県、自治体、経済団体、労働団体等との連携強化
- ・企業、市民活動団体等と連携した取組の推進
- ・男女共同参画に関する調査・研究の実施

広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画

- 1 配偶者からの暴力を許さない市民意識の醸成
- 2 被害者への相談支援の充実
- 3 被害者の保護体制の充実
- 4 被害者の自立支援の充実
- 5 関係機関との連携の強化

第3章 計画の推進体制

- ・全庁的な取組を推進するため、市長をトップに全ての局・区長等で構成する「広島市男女共同参画推進本部」を活用し、状況に応じて部会を設け、総合的・計画的に施策を推進する。
- ・「広島市男女共同参画推進本部」での議論・方針を踏まえた、より実効性のある取組とするため、所管課長で構成する「広島市男女共同参画推進本部幹事会」を活用し、各部署における男女共同参画の視点からの取組を推進する。
- ・機動性のある横断的な取組を推進するため、案件に応じて既存の庁内の各種会議等を活用・連携するほか、目的別にプロジェクトチームやワーキンググループを設置し、諸問題に対応する。
- ・各部署の職員一人一人が、職場・家庭・地域などにおいて、率先垂範して男女共同参画を実践する役割を自覚しながら施策を推進するよう、男女共同参画についての理解を深める研修等を充実する。

「第2次広島市男女共同参画基本計画（見直し案）」の施策目標一覧

本市の施策目標の指標		単位	現 状	最終目標数値 (期限)
I あらゆる分野における女性の活躍				
基本目標1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進 (旧・基本目標1)				
重点	審議会における委員数の割合が男女いずれも40%以上の審議会を増やす	%	37.7 (H27. 4. 1)	100 (H33. 4. 1)
重点	市職員の管理職における女性の割合を増やす	%	10.3 (H27. 4. 1)	16.0 (H33. 4. 1)
	行政委員会における女性委員の割合を増やす	%	36.4 (H27. 4. 1)	40.0 (H33. 4. 1)
	市立学校教員の管理職における女性の割合を増やす	% 校長 教頭	20.8 22.3 (H27. 4. 1)	30.0 40.0 (H33. 4. 1)
基本目標2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立 (旧・基本目標4、6)				
重点	民間事業所における女性管理職の割合を増やす【県職場環境実態調査】	%	16.2 (H26年度)	10.0 (H27年度)
新 重点	事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業を増やす（従業員300人以下の企業）	社	—	50
重点	民間事業所の男性の育児休業取得率を上げる【県職場環境実態調査】	%	4.8 (H26年度)	6.0 (H26年度)
	男女共同参画に積極的に取り組む事業所の数を増やす（広島市男女共同参画推進事業所表彰の表彰企業数）	事業所	44 (H26年度)	60 (H32年度)
	職業生活と家庭生活の両立に取り組む市内の民間事業所の数を増やす（仕事と家庭の両立支援企業登録制度への登録事業所数）	事業所	406 (H26年度)	470 (H32年度)
新 重点	働く時間を工夫して、労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす【市民意識調査】	%	—	50 (H32年度)
	男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす（年齢を問わず結婚している男性の平日1日当たりの家事・子育て・介護に関わる時間）【市民意識調査】	分	40 (H26年度)	90 (H32年度)
	市の男性職員の育児休業取得率を上げる	%	3.9 (H27年度)	13%以上 (H31年度)
	保育園入園待機児童の解消を図る	人	66 (H27. 4. 1)	0 (H28. 4. 1)
新 重点	放課後児童クラブ待機児童の解消を図る	人	260 (H27. 5. 1)	0
	市内の女性求職者の就職率を高める（ハローワークにおける女性の新規求職者（25歳～44歳）のうち就職した人の割合）	%	34.6 (H26年度)	26.2 (H32年度)
	「家族経営協定」締結農家数を増やす	戸	44 (H27. 4. 1)	50 (H28. 4. 1)
基本目標3 地域における男女共同参画の推進 (旧・基本目標5)				
新 重点	消防団における女性の中級幹部（分団長・副分団長の階級にある者）の数を増やす	人	1 (H27. 4. 1)	27 (H33. 4. 1)
	補助金交付団体における女性役員の割合を増やす	%	36.5 (H27. 3. 31)	40.0 (H33. 4. 1)
	男女共同参画拠点施設利用者の満足度を高める【ゆいぽーと利用者アンケート調査】	%	67.3 (H26年度)	80.0 (H32年度)

本市の施策目標の指標		単位	現 状	最終目標数値 (期限)
II 安心・安全な暮らしの実現				
基本目標4 様々な困難を抱える女性等が安心して暮らせる環境の整備 (旧・基本目標7)				
重点	経済的に自立しているひとり親家庭の割合を増やす（高等職業訓練促進給付金受給者、母子家庭等就業支援センター及び就労支援窓口登録者の就業者数）	人	115 (H26年度)	203 (H31年度)
	市内の若年求職者の就職率を高める（ハローワークにおける34才以下の新規求職者のうち就職した人の割合）	%	27 (H26年度)	28.4 (H32年度)
	高齢者のうち、要支援・要介護状態になる人の割合を抑える	%	19.2 (H26年度)	20.2 (H29年度)
	施設を退所し地域で生活する障害者の数を増やす	人	127 (H26年度)	116 (H29年度)
新 重点	「多文化共生社会の実現に向けた取組を推進すべき」と考える市民の割合を増やす【市民意識調査】	%	75.2 (H26年度)	83.0 (H32年度)
基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援 (旧・基本目標8)				
新 重点	DV被害を受けた後、だれ（どこ）にも相談しなかった人の割合を減らす【市民意識調査】	%	30.2 (H26年度)	15.0 (H32年度)
	過去1年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす【市民意識調査】	%	4.0 (H26年度)	2.0 (H32年度)
	ドメスティック・バイオレンスの相談窓口を知っている人の割合を増やす【市民意識調査】	%	51.6 (H26年度)	67.0 (H27年度)
基本目標6 生涯を通じた女性の健康支援 (旧 基本目標9)				
重点	子宮がん検診の受診率を上げる【国民生活基礎調査】	%	45.1 (H25年度)	50.0 (H28年度)
重点	乳がん検診の受診率を上げる【国民生活基礎調査】	%	44.3 (H25年度)	50.0 (H28年度)
	健康寿命を延ばす	年 女性 男性	72.19 69.96 (H24年度)	健康寿命の 延伸
	成人の喫煙率を下げる	%	15.8 (H23年度)	喫煙率の 減少
基本目標7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進 (旧・基本目標10)				
	(指標なし)	—	—	—
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備				
基本目標8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成 (旧・基本目標2)				
重点	男女の地位について「平等になっている」と「感じている男女それぞれの割合を増やす【市民意識調査】	% 女性 男性	4.5 11.5 (H26年度)	50.0 50.0 (H32年度)
重点	固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす【市民意識調査】	% 女性 男性	62.3 53.5 (H26年度)	80.0 (H32年度)
	全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす【市民意識調査】	%	75.4 (H26年度)	84.0 (H32年度)
基本目標9 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施 (新)				
	(指標なし)	—	—	—

広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の見直し骨子(素案)

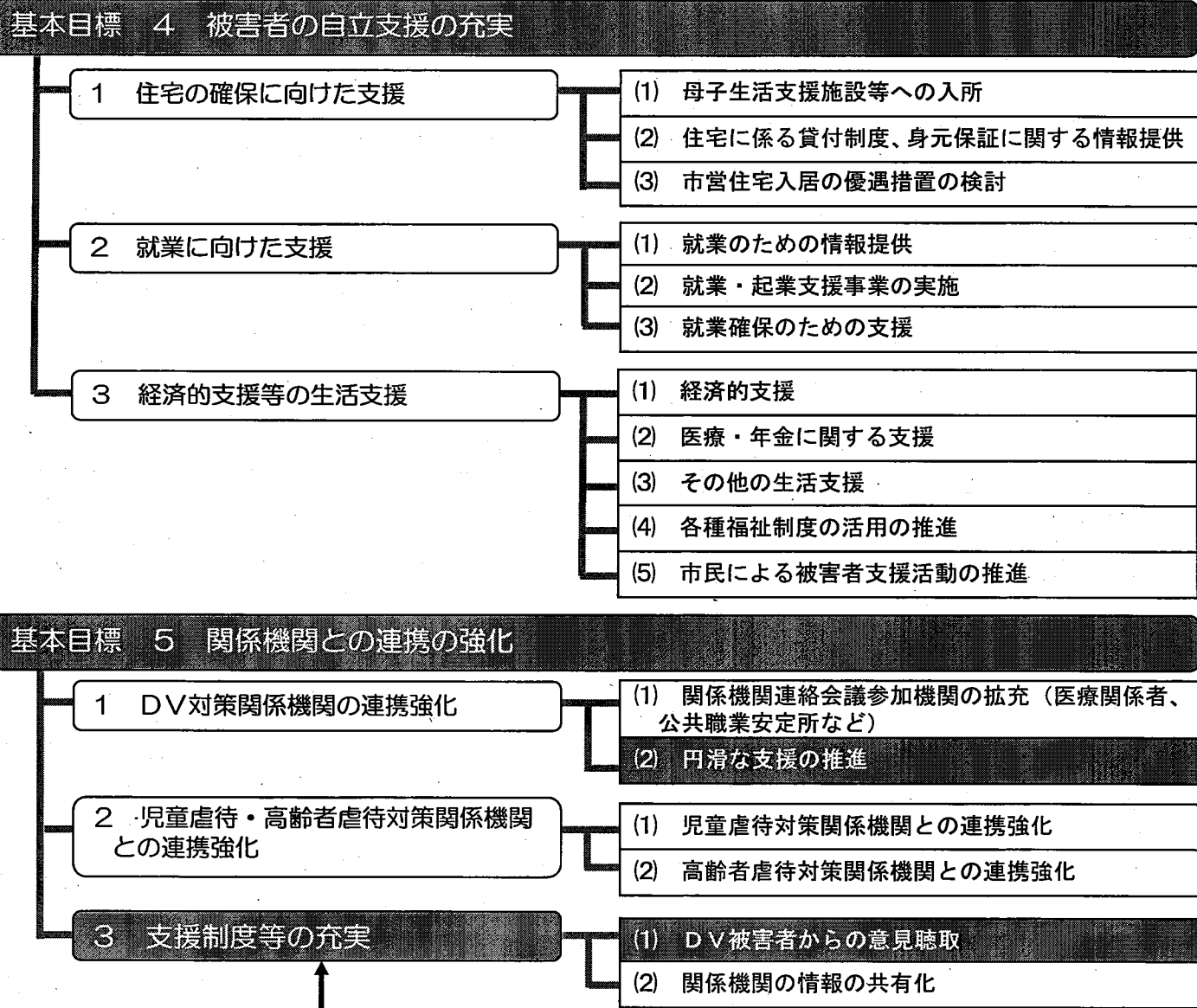
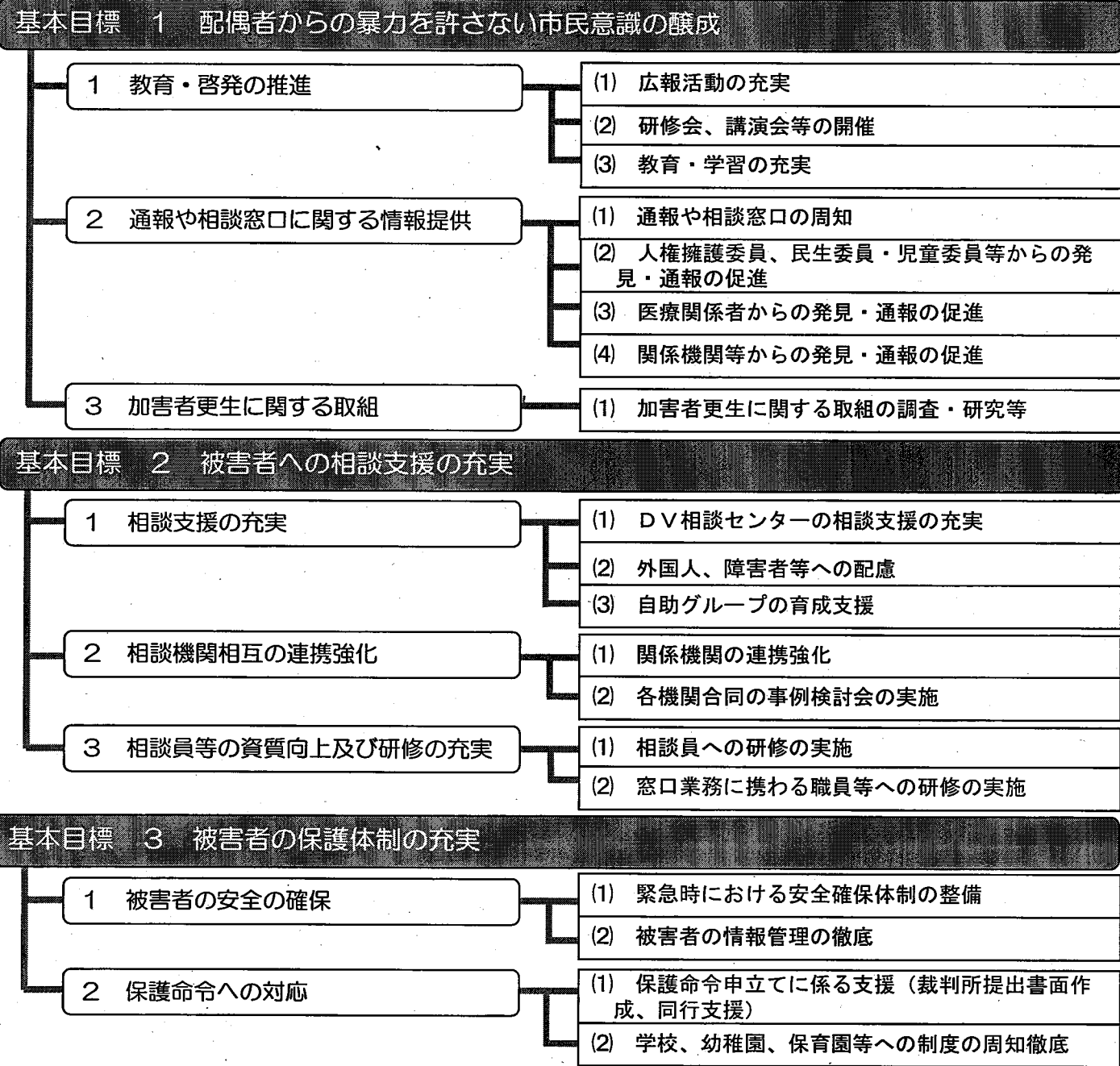
【見直しの視点】

平成 25 年 7 月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正後も、法の適用対象外である「生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力」に関する若年層からの相談が増加している。また、DV被害者の自立支援にあたり、当面の課題である住居の確保、生活保護などの支援については、関係機関との連携がある程度進み経済的支援も円滑に行われているが、その先の就業に向けた支援については、広島市配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」）と関係機関との連携がまだ十分にできていない状況にある。さらに、DVと関連する場合のあるストーカーに関する相談への対応も必要であり、これらの課題を踏まえ、必要な見直しを行う。

【重点的に取り組む施策】

- ① 若年層の交際相手からの暴力（啓発が十分に行われていない若年層の交際相手からの暴力（デートDV）の防止について、重点的に取り組む。）
- ② 就業支援の充実（DV被害者が経済的に自立していくためには、就労することが前提となることから、マザーズハローワーク等の関係機関と連携を密にして、就業支援を充実させる。）
- ③ 関係機関との連携強化（DV被害者の負担の軽減を図るとともに、効果的な支援策を実施するために関係機関との連携を強化し、相談から自立に至るまで、切れ目のない支援を行う。）
- ④ 支援制度等の充実に向けたDV被害者からの意見聴取（DV相談センター等で支援を受けたDV被害者のアンケート等を踏まえ、関係機関とともに支援制度等の充実を検討する。）

【施策体系】基本的に現行計画の施策体系を継続し、「ワンストップサービスの推進」「苦情処理体制の確立」について見直しを行う。



DV被害者の負担軽減のためには、相談から自立に至る一連の支援を全関係機関が連携して円滑に行う必要があることから、基本目標4の中の「3経済的支援等の生活支援」に位置付けていた「ワンストップサービスの推進」を基本目標5「関係機関との連携の強化」に位置付け、具体的施策を「(2) 円滑な支援の推進」に見直す。
また、今後、適宜DV被害者にアンケートを行い支援制度等の充実を図ることとし、基本施策及び具体的施策を「3 苦情処理体制の確立」から「3 支援制度等の充実」－「(1) DV被害者からの意見聴取」に見直す。

DV被害者支援フローチャート

